## 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律施行令の一部を改正する政令案概要

#### 1. 改正理由

「個人番号カード普及に向けた緊急提言(平成26年6月20日自民党IT戦略特命委員会及び同マイナンバー利活用小委員会)」等において交付方法の多様化及び個人番号カードの民間利用拡大に係る提案があったことを契機として、個人番号カードの申請数を増大させ、普及率のさらなる向上につながるよう、現在想定している個人番号カードの交付時に住所地市町村の事務所に出頭する方法以外の申請・交付方法を導入するほか、民間事業者による個人番号カードの空き領域の利用を可能とする等の改正を行う必要があるため。

### 2. 改正の概要

- 〇 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)第13条第2項に規定する個人番号カードの交付時に、住所地の市町村の事務所に出頭し、本人確認を行った上でカードを交付する方法(交付時来庁方式)に加え、
  - ① 申請時に住所地の市町村が指定する場所に出頭した場合において、厳格な本人確認が可能であるときには、交付時に出頭することなく、本人が確実に受け取れる方法でカードの交付を行う方法(申請時来庁方式)
  - ② 東日本大震災の被災者や DV 被害者等の住所地の市町村の事務所に出頭することが困難な者について、当該者の居所地の属する市町村を経由してカードの申請を行うことができる方法(居所経由申請方式)
  - ③ 法人の従業者等について、勤務先の事務所等が所在する市町村を経由して カードの申請を行うことができる方法(勤務地経由申請方式) を新たに認めるため、所要の規定を整備する。
- 〇 また、第 18 条第2項の個人番号カードの空き領域を利用できる者として、 総務大臣が定める事務を行う民間事業者を追加する。
- 〇 その他所要の改正を行う。

#### 3. 施行期日

公布日

行政手続における特定の個 人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令 (平成二十六年政令第百五十五号)

改 正 案 現 行 (傍線の部分は改正部分)

# (個人番号カードの交付)

第十三条 書を、 び附則第三条において「交付申請者」という。)は、 資するものとして主務省令で定める事情があるときは、 ることが当該交付申請者の利便及び迅速な個人番号カードの交付に 定める事項を記載し、 めるところにより、その交付を受けようとする旨その他総務省令で て 交付申請書を提出することができる。 (次項ただし書において「経由市町村長」という。 住 住 所地市町村長以外の市町村長を経由して交付申請書を提出す 個人番号カードの交付を受けようとする者(以下この条及 所地市町村長に提出しなければならない。 かつ、交付申請者の写真を添付した交付申請 この場合におい 総務省令で定 を経由して 当該 市町

同項の規定による交付申請書の提出を、住所地市町村長が指定する、個人番号カードを交付するものとする。ただし、交付申請者が、ときは、交付申請者に対し、当該市町村の事務所への出頭を求めて2 住所地市町村長は、前項の規定による交付申請書の提出を受けた

住所地市町村長は、病気、身体の障害その他のやむを得ない理由を求めることなく、個人番号カードを交付することができる。きるものとして総務省令で定める方法により、当該事務所への出頭に出頭してしたときは、当該交付申請者が確実に受領することがで

場所

(同項後段の場合にあっては、

経由市町村長が指定する場所

3

個人番号カードの交付

書を、住所地市町村長に提出しなければならない。
定める事項を記載し、かつ、交付申請者の写真を添付した交付申請めるところにより、その交付を受けようとする旨その他総務省令で定び附則第三条において「交付申請者」という。)は、総務省令で定第十三条。個人番号カードの交付を受けようとする者(以下この条及

、個人番号カードを交付するものとする。ときは、交付申請者に対し、当該市町村の事務所への出頭を求めて2 住所地市町村長は、前項の規定による交付申請書の提出を受けた

住所地市町村長は、病気、身体の障害その他のやむを得ない理由

3

その他主務省令で定める書類の提示を受けなければならない。
文の規定にかかわらず、当該交付申請者の指定した者の出頭を求め
文の規定にかかわらず、当該交付申請者の指定した者の出頭を求め
により交付申請者の出頭が困難であると認められるときは、前項本

一~三 (略)

4·5 (略)

(個人番号カードの利用)

第十八条

(略

2 法第十八条第二号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一~三 (略)

に適合する者に限る。) を適切に実施することができるものとして総務大臣が定める基準を処理する民間事業者(当該事務及びカード記録事項の安全管理 国民の利便性の向上に資するものとして総務大臣が定める事務

ない社団等に対する法人番号の指定)(国の機関、地方公共団体及び設立登記法人以外の法人又は人格の

第三十七条 は人格 団等をいう。 番号保有者を除く。 十七年法律第六十六号)第百二十四条第一項に規定する書類 その者が当該各号に規定する届出書若しくは国税通則法 このない 国の機関 以下同じ。)であって、 社団等 )に対する同項の規定による法人番号の指定は (法第五十八条第一項に規定する人格 地方公共団体及び設立登記法人以外の法 次の各号に掲げるもの 品のない社 (昭 (法 (第三 和三 人又 人

> その者に対し、 規定にかかわらず、 が困難であることを疎明するに足りる資料及び次に掲げる書類その において、 により交付申請者の出頭が困難であると認められるときは、 他主務省令で定める書類の提示を受けなければならない。 住所地市町村長は、 個人番号カード 当該交付申請者の指定した者の出頭を求め ・を交付することができる。 その者から、 当該交付申請者の この場合 前項 出 て、 頭

一~三 (略)

4・5 (略)

(個人番号カードの利

第十八条 (略)

1 11 (各) 2 法第十八条第二号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一~三 (略)

(新設)

ない社団等に対する法人番号の指定)(国の機関、地方公共団体及び設立登記法人以外の法人又は人格の)

第三十七条 番号保有者を除く。 十七年法律第六十六号) 団等をいう。 は人格のない社団等 その者が当該各号に規定する届出書若しくは国税通則法 国の機関、 以下同じ。 )に対する同項の規定による法人番号の (法第五十八条第 地方公共団体及び設立登記法人以外の 第百二十四条第 )であって、 次の各号に掲げるもの 項に規定する人格の 項に規定する書類 法人又 治定は (昭和三 ない (法人 (第三 社

各号に定める事実が生じたこと並びにその者が法人番号保有者でな 二項の規定により国税庁長官に提供した資料により、その者の商号 いことが確認された後、 又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地、その者について当該 提出するに際して国税庁長官にした申告又は官公署が法第六十条第 十九条第一項第一号及び第三項において「申告書等」という。)を 速やかに行うものとする。

# (略)

れている者 ととなったこと。 法人税法第百四十九条の規定により届出書を提出することとさ 同条第一項又は第二項に規定する場合に該当するこ

## 四 · 五 (略)

(指定都市の区に対するこの政令の適用)

## 第四十四条 (略)

2 上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 指定都市についてこの政令の規定を適用する場合には、 同表の下欄 次の表 に掲げ  $\mathcal{O}$ 

る字句とする。		
(鮥)	(略)	(略)
第十三条第一項	住所地市町村長に	住所地区長を経由して
		住所地市長に
	住所地市町村長以外	住所地市長以外
(鮥)	(略)	(略)
第十五条第二項	住所地市町村長	住所地区長を経由して
及び第四項		住所地市長
(略)	(略)	(略)

各号に定める事実が生じたこと並びにその者が法人番号保有者でな 二項の規定により国税庁長官に提供した資料により、 提出するに際して国税庁長官にした申告又は官公署が法第六十条第 いことが確認された後、 又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地、その者について当該 十九条第一項第一号及び第三項において「申告書等」という。 速やかに行うものとする。 その者の商号 ) を

## (略)

こと。 れている者 法人税法第百四十九条の規定により届出書を提出することとさ 同条第一項に規定する場合に該当することとなった

## 匹 · 五 (略)

第四十四条 (略)

指定都市の区に対するこの政令の適用

2

る字句とする。 上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 指定都市についてこの政令の規定を適用する場合には、 同表の下欄 次の表 に掲げ

(略)	(略)	(略)
第十三条第一項	住所地市町村長	住所地区長を経由して
並びに第十五条		住所地市長
第二項及び第四	(新設)	(新設)
項		
(略)	(强)	(鮥)
(新設)	(新級)	(新設)
(略)	(略)	(略)

 $\mathcal{O}$ 

兀

略

附 則

施

行期

É

第 条 (略) 略

る。 る 項の表第十三条第 み替えて適用する行政機関個人情報保護法第十二条の規定により 八条第二項の規定を読み替えて適用する場合に係る部分に限る。 読み替えて適用する場合に係る部分に限る。 係る部分に限る。)、 第四十三条第二項 特定個人情報の開 十九条第二項の規定により独立行政法人等個人情報保護法第二十 定により独立行政法人等個人情報保護法第十三条第二項の規定を 情報保護法第二十八条第二項の規定を読み替えて適用する場合に 第十三条第二項の規定を読み替えて適用する場合に係る部分に限 を読み替えて適用する場合に係る部分を除く。 )及び第六項、 項 号の項までに係る部分に限る。 第十条から第十二条まで、 )、第二項 項の規定により行政機関個 (法第二十九条第一項の規定により行政機関個・ 0) 規定 法附 第三十三条 (法第二十九条第一項の規定により行政機関個 示の請求を受けた場合に係る部分に限る。 一項の項から第十六条の項までに係る部分に限 (同項の表第十七条第一項の項から第十八条第 則第 第三項、 条第四号に掲げる規定の (法第二十九条第一項の規定により読 第三章、 第四項 人情報保護法第十条第 並びに第四 第三十一条 (法第二十九条第二項の規 )、第五項 十四四 (法第二十 施 第三十二条 条第二項 人情報保護法 行 項 (法第二 の規 九 同 人 定

> 附 則

施行期日

第 条 (略) 略

項の る。 情報保護法第二十八条第二項の規定を読み替えて適用する場合に 読み替えて適用する場合に係る部分に限る。 係る部分に限る。 第十三条第二項の規定を読み替えて適用する場合に係る部分に限 第十六条の項までに係る部分に限る。 第四十三条第二 特定個人情報の開 み替えて適用する行政機関個人情報保護法第十二条の規定により 八条第二項の規定を読み替えて適用する場合に係る部分に限る。 十九条第二項の規定により独立行政法人等個人情報保護法第二十 定により独立行政法人等個人情報保護法第十三条第二項の規定を を読み替えて適用する場合に係る部分を除く。 号の 項 第十条から第十二条まで、 及び第六項、 号に掲げ )、第一 表第十三条第 項の規定により行政機関個 (法第二十九条第 項までに係る部 る規定 項 項 第三十三条 (法第二十九条第 の施 示の請求を受けた場合に係る部分に限る。 (同項の表第十七条第 項並びに第十五条第 第三項、 分に限る。 行 項の規定により行政機関個 (法第二十九条第 第三章、 第四項 人情報保護法第十条第 一項の規定により行政機関個 並び 第三十一 (法第二十九条第1 しに第四 0 一項及び第四項の項から 規定 項の項から第十八条第 条 項の規定により読 第五項 应 法附則第 (法第二十九 [条第] 第三十二 人情報保護法 項の規定 (法第) 一項の規 一条第 同

(個人番号の指定及び通知等に関する経過措置)

第二条 (略)

2 (略)

2

3 該転出届に記載された転出の予定年月日が適用日以後である者であ 住民基本台帳に記録されていた者であって適用日以後住民基本台帳 に記録されていなかったもの又は適用日前に転出届をし、 正 って当該転出 に規定する適用日 する政令 法附則第三条第三項の規定は、 同条第二項の規定により住民票に住民票コードを記載した (平成) の日以後住民基本台帳に記 (以下この項において |十二年政令第二百五十三号) 住民基本台帳法施行令の 録されて 「適用日」 いな 附則第九条第 という。 か ったものに カゝ 部 前 を改 項 当

ときについて準用する。

(個人番号の指定及び通知等に関する経過措置)

第二条 第三条第一項から第三項までの規定による個人番号の 第八条第二項」と読み替えるものとする。 条第二項」とあるのは、 規定による個人番号の指定について、 それぞれ準用する。 第二条第一項の規定は法附則第三条第一 この場合において、 「法附則第三条第四項において準用する法 第二条第二項の規定は法附則 第 二条第一 項から第三 項中 通知について 一項までの 「法第八

人番号とすべき番号の生成及び通知について、それぞれ準用する。附則第三条第四項において準用する法第八条第二項の規定による個とすべき番号の生成の求めについて、第八条及び第九条の規定は法一項の規定による市町村長からの住民票コードの通知及び個人番号第七条の規定は法附則第三条第四項において準用する法第八条第